

二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験

1. 総則

二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

2.1 試験自動車は空車状態とし、直進姿勢で、水平な平坦面に置かれた状態で実施する。

2.2 タイヤの空気圧は、通常走行に対する基準空気圧（範囲で指定している場合はその中央値）とする。

3. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、次により行うものとする。

3.1 最高速度

整数位までとする。

3.2 寸法

技術基準で規定されている桁数までとし、次位を切り捨てる。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

